

令和4年6月28日現在

# 定 款



日本化学産業株式会社

変更年月日

昭和21年3月1日	昭和22年10月16日	昭和22年12月25日	昭和26年2月17日	昭和26年11月24日
昭和28年4月2日	昭和31年11月26日	昭和35年7月30日	昭和35年11月27日	昭和36年11月26日
昭和38年5月26日	昭和41年5月29日	昭和42年5月28日	昭和45年5月24日	昭和48年5月27日
昭和49年5月26日	昭和50年5月25日	昭和52年6月26日	昭和53年6月25日	昭和57年6月27日
平成3年6月26日	平成6年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日
平成16年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成21年6月26日	平成22年1月6日
平成27年6月26日	平成28年6月28日	平成28年10月1日	令和4年6月28日	

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は日本化学産業株式会社と称し、英文では NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD. と記す。

### (目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鍍金薬品、鍍金装置、鍍研剤および洗剤の製造、輸出入ならびに販売
2. 試薬および化学工業薬品の製造、輸出入ならびに販売
3. 医薬および医薬部外品の製造、輸出入ならびに販売
4. 農業用薬品の製造、輸出入ならびに販売
5. 金属製品、表面処理材、住宅用建材、防音材および熱交換器の製造、加工ならびに販売
6. 建築工事の設計、施工および請負
7. 計量器の販売
8. 貨物自動車運送事業
9. 倉庫業
10. 脱臭装置の販売
11. 産業廃棄物のリサイクルおよび処理事業
12. 不動産賃貸業
13. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都台東区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は8千万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、そ

の有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

②株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集し、その議長には社長が当たる。社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

### (定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証す

る書面を、総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### (電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は12名以内とする。

#### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任は累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

#### (代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

#### (役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって社長1名を選定する。

②取締役会は、その決議によって会長1名、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を定めることができる。

③社長は、会社の業務のすべてを統括し、会長は社長の諮問に応じ、専務取締役および常務取締役は社長を補佐する。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き社長がこれを招集し、その議長には社長が当たる。社長に事故あるときは、会長がこれに代わり、会長空席または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③取締役および監査役の全員の同意があるとき

は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定する。

#### (取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってする。

②当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 執行役員

#### (執行役員)

第31条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

②執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。

## 第6章 監査役および監査役会

#### (監査役の員数)

第32条 当社の監査役は4名以内とする。

#### (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主

が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

#### (監査役会の招集)

第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

②監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の権限)

第37条 監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

#### (監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### (監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第42条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### (会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### (会計監査人の責任免除)

第45条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第8章 計 算

#### (事業年度)

第46条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によって定めず、取締役会の決議によって定める。

#### (剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

#### (配当の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

#### (附則)

1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 第7章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。